

支出証拠書

10/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	来客用駐車場賃料 (/ /月分)		
年月日	令和4年10月31日~令和 年 月 日	金額	3,121 円

目的	政務活動用の来客駐車場の賃借										
使途	_____										
政務活動・ 県政との 関連性	_____										
<<領収書貼付枠>> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: right;">17</td> <td style="width: 35%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">22-10-31</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">200</td> <td style="width: 40%;">*6,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">18</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">22-10-31</td> <td style="text-align: right;">200</td> <td>*242振込手数料</td> </tr> </table>				17	22-10-31	200	*6,000円	18	22-10-31	200	*242振込手数料
17	22-10-31	200	*6,000円								
18	22-10-31	200	*242振込手数料								

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,242 円	1 / 2 %	3,121 円



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年11月2日~令和	年月日	金額 4,280 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ(○)政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料 (○)通行料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

〈領収書貼付枠〉

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 三方原スマート 料金所(至) 静岡</p> <p>22年11月 2日 10時28分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,140- (ETCレゾ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A27211-022069-634329</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 三方原スマート</p> <p>22年11月 2日 14時59分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,140- (ETCレゾ)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A27211-022092-713124</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>
---	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,280 円	/	4,280 円
		100 %	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所電気料金 (10 月分)		
年 月 日	令和 4 年 11 月 2 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	507 円

目 的	政務活動に使用する事務所の電気料金
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<領収書貼付枠> 別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分 (面積案分)	5339 円	15.3 m ² /160.85 m ² %	507 円

郵便はがき

令和 4年11月 2日発行

クレジットカード支払済のお知らせ (電気料金等領収証)

毎度お引立ていただきありがとうございます。

令和 4年 10月分 の電気料金等を、クレジットカードにて領収いたしました。

◎ごあんない

お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。
お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。

後納便

433-8123

静岡県 浜松市中区 幸 2丁目 16-3

岡本 護 様

振替内容

領収年月日	領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 4年11月 2日	5,339円	485円
クレジット カード番号	クレジットカード情報保護の観点から表示しておりません。	

※領収年月日はクレジットカード会社より当社に立替払いいただいた日を表示しております。

領収金額の内訳

お客さま番号	契約種別	ご使用量 kWh/m3	領収金額		精算額等	燃料費調整額	記事
			円	円			
おなまえ	容量		消費税等相当額(再掲)		再エネ発電促進賦課金		
	おとくプラン		5,339			718.24	
岡本 護	50 A	134	485		462		

◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。
月分、金額を修正したものは無効でございます。

中部電力ミライズ株式会社

印紙税申告納付につき名古屋東
税務署承認済

所在地 名古屋市中区栄4-1-1

ここからゆっくりとはがしてご覧ください。



() AQ0102 00720

見展 電気料金等領収証

中部電力ミライズ株式会社

担当窓口：カスタマーセンター

130-0861

青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F

1570-048-155

※お電話はカスタマーセンターで承ります。

支出証拠書

11/7

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ：岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	令和4年9月1日~令和4年9月30日	金額	3046 円

目的	4年9月使用分コピー料
使途	政務活動用資料のコピー
政務活動・ 県政との 関連性	政務調査活動、県政関連資料等の作成。
<領収書貼付枠> $3,300 \text{ 円} \div \frac{312 \text{ 枚}}{\text{9月分 政務活動使用枚数}} \times \frac{288 \text{ 枚}}{\text{9月分 請求総枚数}} = 3,046 \text{ 円}$	
16 04-11-07 SMBC (73) 711 3,300	

案分の理由 コピー等使用実績表に 基づき案分する。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3300 円	288 / 312 %	3046 円

政務活動用のコピー、FAX、プリント使用一覧

令和4年 9月

議員氏名：岡本 護

月日	コピー	FAX	プリント	内 容	部数	備 考
9/1	70	10		用紙, 行動表	20	
2	17	9		令収証, 議会等	26	
5	1	14		資料, PR, 令収証	15	※
6		4		議会, PR	4	※
7	7	8		資料, 令収証, 議会	15	
9		2		東名令収証	2	
10	70	1		用紙, 野球場等	71	
11	1	4		水道(領) 野球場	5	
13	36	5		通地局報告, 令収証	41	
14	30	4		活動報告書, 教養	34	
15		2		東名(令収証)	2	
17	8	1		用紙, 工万	9	
19	6			用紙	6	
20		2		東名	2	
22	2	4		地球新聞, 東名	6	
23	2	1		資料, 工万	3	
25	18			通地局, 用紙	18	
27		4		行動案内	4	
28		3		資料	3	
30		2		1	2	
合計	208	80			① 288	

9月分請求総部数 312 部 ②

※ PR ... 講演会, 研修会のご案内を受信

9月分請求総金額 3300 円 ③

* 政務活動費請求額の算定

(月分請求総金額)

(政務活動費請求額)

③ 3300 円 × $\frac{9 \text{ 月分政務活動使用部数} \text{ ① } 288 \text{ 部}}{9 \text{ 月分請求総部数} \text{ ② } 312 \text{ 部}} = 3046 \text{ 円}$

岡本まもる事務所

様

請求書

発行日：2022年10月04日
請求番号：821003-0097920

富士フイルムビジネスインベーションジャパン



今回の請求額 **3,300円**

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問い合わせ番号： [REDACTED] 電話：0120-069-840

お支払約束手日	2022年11月07日
お支払方法	[REDACTED]
金融機関名	[REDACTED]
本・支店名	[REDACTED]
預金種目/口座番号	[REDACTED]
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

1	料金項目 / 品名	期間 / 返品 N.O	枚数 / 数量	単価	小計(円)	合計(円)
2	トータルサービス料金	2022/09/01-2022/09/30				3000
3	最低コピー料金	1か月以上	312	1.90	592	
4	ご使用合計		312		3000	
5						
6	【代金/料金合計】					3000
7	【消費税および地方消費税(10%)】					300
8	【今回の請求額】					3300
9						
10	※ご利用機種/機械番号: DocuCentre-V 3060 CPF-4T 723580					
11	(今回)	(前回)	(テスト)	(ミス)	2022/09/01-2022/09/30	
12	1(25503)	1(25191)	0	0	設置先 岡本まもる事務所	
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

15201 0100
A-037514

OC9
1NK 0000 11903030

31 備考:

HIF003

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (// 月分)		
年月日	令和 4 年 // 月 7 日 ~ 令和 年 月 日	金額	17,607 円

目的	政務活動用自動車のリース		
使途	_____		
政務活動・ 県政との 関連性	_____		
《領収書貼付枠》	17 04-11-07	ホンダファイナンス	42,689 _____
<p>月額 42,689 円のうち、任意保険対象外経費を除いた 35,215 円に按分率 1/2 を乗じた 17,607 円を請求する。</p>			
<p>4 年 4 月 整理番号 4-9 参照</p>			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	35,215 円	1/2	17,607 円
		%	



整理番号 11-6

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 4 年 11 月 10 日	～令和 年 月 日	金額 4280 円

目的 (該当項目に丸印)	① 部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ ② 政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料 <u>通行料</u>
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ① 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ② 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 三方原スマート 料金所(至) 静岡</p> <p>22年11月10日 10時 4分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,140- (ETC利用)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A01211-103328-525618</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 利用証明書</p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 三方原スマート</p> <p>22年11月10日 14時20分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,140- (ETC利用)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A01211-103515-264211</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>
--	--

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4280 円	100 %	4280 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報研費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	月刊社民購読		
年月日	令和4年4月 日	～令和4年9月 日	金額 4,730 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	4年4月分～9月分月刊社民購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政や社会情勢の情報を収集し、政策や議会等での質問の参考にする。

＜領収書貼付＞

ご利用明細票

いつもくろうきん>をご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用明細票の内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

処理番号	お取引日	お取引種類	お取扱店	機番
3753	221111	振込	424	001
銀行番号	店番号	口座番号		
時刻	手数料(円)	お取引金額(円)		
09:53	110	4,620		
説明コード	お取引後残高(円) *			
ご案内 登録番号002 処理通番000001 振込先 静岡県労働金庫 浜松中央支店 普通 0661996 ツヤカイツツホウハママツ タイヒョウ 様 依頼人 オカモト マモル 様 振込手数料 110				

11 2



Y2060 (1401)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,730 円	100%	4,730 円

岡本 護 様

2022年11月7日

社会民主党浜松支部

幹事長 鈴木 基之

担当

〒430-0835

送金 の お 願 い 浜松市南区遠州浜3-35-7

社会民主党静岡県浜松総支部

TEL・FAX (053) 425-2224

日頃の活動、大変ご苦労様です。

さて早速ですが、下記の請求を次の方法により納入して下さいますようお願いいたします。

未納金ゼロを目指してがんばっておりますので、早期納入に是非ご協力下さい。

☆11月30日までにお願いたします。

請求書

請求内訳	単 価	期 間	月 数	請 求 額	備 考
党費					
社会新報					
月刊社民	770	4~9	6	4620	
請求合計額				¥4,620	

記

1、郵便振込

口座番号 00860-1-43715

口座名義 社会民主党静岡県連合浜松総支部

★党費、新報の区別、内訳を記入して下さい。

2、銀行振込

☆党 費

静岡県労金浜松中央支店

社会民主党浜松支部 支部長 小沢明美

口座番号 662188

☆社会新報・月刊社民

静岡県労金浜松中央支店

社会新報浜松 代表 小沢明美

口座番号 661996

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	インターネット接続料 (// 月分)		
年、月、日	令和 4 年 11 月 14 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	1,496 円

目 的	政務活動用インターネットの接続
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 222-11-14 200 *1,496 DF.TOKAI TNC </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,496 円	100 %	1,496 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて活動のため及び「災害時のTV」(県処理研修会)に出席		
年月日	令和4年11月16日	～令和 年 月 日	金額 5060 円

目的	県庁にて活動のため及び「災害時のTV」(県処理研修会)に出席
使途	通行料, 駐車料
政務活動・ 県政との 関連性	自然災害の多発している今日において、いざという時に 役立つよう研修も受ける

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 三方原スマート 料金所(至) 静岡 22年11月16日 10時33分 <hr/> 通行料金 ¥2,140- (ETC利用) 享程 1 取扱番号 A09211-161880-411521 <small>※通行料金は消費税等10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 清水 料金所(至) 三方原スマート 22年11月16日 15時51分 <hr/> 通行料金 ¥2,520- (ETC利用) 享程 1 取扱番号 A09211-161894-223227 <small>※通行料金は消費税等10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
---	---

静岡市出納員
静岡ビル・エス(株)代表取締役
静岡市清水駅東口駐車場

領収証

入庫日時 2022年11月16日 13時06分
精算日時 2022年11月16日 14時40分
No.33-000001 券No.11-746995

駐車料金(1台) 400円
料金計 400円
投入現金 440円
釣銭額 40円

※ 研修会の会場
静岡市清水文化会館
「マリナート」

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5060 円	100 %	5060 円

静岡県議会議員 各位



静岡県環境整備事業協同組合
理事長 飯塚 泰行

静岡県環境整備事業協同組合 2022 世界トイレの日事業
『第7回 災害時のトイレ・し尿処理研修会』のご案内

仲秋の候 益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、環境事業に携わるし尿収集運搬及び浄化槽清掃業者に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合では、災害時における地域の生活環境の保全や公衆衛生の向上に資することを目的に、震災や豪雨災害等の際に危惧されるトイレやし尿処理の問題に的確に対応できるよう、国連が平成25年7月に制定した「世界トイレの日」(11月19日)に合わせて『災害時のトイレ・し尿処理研修会』を平成26年から静岡県、静岡市長会及び静岡県町村会のご後援をいただいで開催してまいりました。

一昨年と昨年は、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して開催しませんでした。本年は、新型コロナウイルスへの感染防止対策として会場が密にならないよう受講者の定員をこれまでよりも減らした上で、下記のとおり「被災者に寄り添う避難所対策」をテーマに開催することといたしました。

つきましては、ご公務ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席を賜りますようご案内申し上げます。

記

- 1 行事名 静岡県環境整備事業協同組合 2022 世界トイレの日事業
『第7回 災害時のトイレ・し尿処理研修会』
テーマ：被災者に寄り添う避難所対策
- 2 開催日時 令和4年11月16日(水) 13時30分～16時35分
- 3 開催場所 静岡市清水文化会館「マリナート」小ホール
〒424-0823 静岡市清水区島崎町214番 ☎ 054-353-8885
- 4 参加予定者 静岡県及び県内市町の行政担当者・議員、自主防災関係者、し尿収集運搬等業界関係者等
- 5 定員 150名 (先着順)
- 6 開催要領 別添のとおり
- 7 参加申込み 開催要領に添付した「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、10月7日(金)までに、当組合あてファックスにてお申し込み願います。
※ 申込みが定員に達した場合は、締め切らせていただきます。
- 8 その他 新型コロナウイルスの感染防止のため、マスクの着用をお願いいたします。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所ガス料金 (1/月分)		
年月日	令和 4 年 11 月 22 日 ~ 令和 年 月 日	金額	582 円

目的	政務活動に使用する事務所のガス料金
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ガスご使用量のお知らせ(検針票)
ガス料金等領収証

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

岡本 護 さま
お客さま番号 [] プロック 005 指定 04
供給地点特定番号 00600000005094212

前月分ガス料金等領収証
2022年11月分 クレジットカード払

ご使用量	19 m ³	領収金額	6,119 円
期 間	10月 8日 ~ 11月 8日	早 取 料 金 (税 込)	5,866 円
ご使用日数	32日	遅 取・早 取 料 金 差 引 (税 込)	0 円
領 取 日	11月 22日	領 取 内 消 費 税 等 相 当 額	533 円
料 金 表	A	リ ー ス 料 等 (税 込)	253 円
		リ ー ス 料 等 相 当 額	23 円
		セ ッ ト 割 引 (税 込)	円
		内 訳	円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分 (面積案分)	6,119 円	15.3 m ² /160.85 m ² %	582 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	政務活動 (行政書士懇談会出席, 及び県庁にて総務部と協議)		
年月日	令和4年11月25日	～令和 年 月 日	金額 5080 円

目的	政務活動に関連する
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	行政書士の懇談会で、庶務的には県政との関連が及ぶため (別紙参照) 今後の活動の参考にす。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の1～2枚目使用
(12,540円÷6枚×2枚=4,180円)

新幹線：浜松～静岡(往復)

領 収 書 1～2枚

Receipt 様

領収年月日 2022.11.-7

金額 ￥12,540 (消費税等込み)

[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(50145 7枚)

東海旅客鉄道株式会社

浜松駅

浜松駅MV8発行 60146-02

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

ハミング砂山町

領収証

精算機 #01 A 精算No.000162
 車室番号(自動車) 5
 入庫時刻 2022年11月25日(金) 10:02
 精算時刻 2022年11月25日(金) 17:30
 駐車料金 A料金 900円
 =====
 合計 900円
 現金領収金額 900円
 現金入金額 1,000円
 釣銭 100円

またのご利用をお待ちしております。

支払者 岡本 護

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5080 円	100 %	5080 円



静行発第 263 号
静政連発第 17 号
令和 4 年 11 月 8 日

行政書士制度推進静岡県議会議員連盟
会長 岡本 護 様

静岡県行政書士会
会長 平岡 康弘



静岡県行政書士政治連盟
会長 児島 良孝



行政懇談会開催のご案内

謹啓 晩秋の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃よりご理解ご協力をいただき心より御礼を申し上げます。

さて 静岡県行政書士会並びに静岡県行政書士政治連盟ではコロナ禍により開催を断念してまいりました行政懇談会を下記の日程で開催いたします。

今回の行政懇談会は、下記のテーマについて、県民の代表者として県の施策の必要性を論議される県議会議員の皆様と、行政と県民のパイプ役となる我々行政書士とで意見交換をさせていただく形で実施いたします。

つきましては、公務ご多忙とは存じますが、本テーマにご関心をお持ちいただけましたら是非ともご出席をいただきたくご案内申し上げます。

準備の都合により大変恐縮に存じますが、11月16日（水）までに添付の出欠回答はがきをご投函いただけますようお願い申し上げます。

敬白

記

- 日時 令和 4 年 11 月 25 日（金） 受付 13 時 30 分
行政懇談会 14 時から 16 時予定
- 会場 静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」703 会議室
静岡市葵区駿府町 1-70 電話 054-254-5221
- テーマ ① 県内の公共施設内に介在する民有地について
② 無報酬による後見人引き受けについて

以上

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 事務所費・人件費		
内容	電話使用料(コシカ) (10月分)		
年月日	令和4年11月28日~令和 年 月 日	金額	1,759 円

目的	政務活動上の通信用		
使途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<領収書貼付 822-11-28 200 *4,024 SMBC (J3177) 支払金額 政務活動請求金額 $(4,024 - 460 \times 1.10 \text{円}) \times 1/2 = 1,759 \text{円}$ 3,518円			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用と案分	3,518 円	1/2	1,759 円
		%	

利用料金のお知らせ



中部テレコミュニケーション株式会社
〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目10番1号

お客さま名	岡本 護 様
お客さま ID	██████████

■請求情報

ご請求金額	4,024 円
振替日	27日(金融機関が休日の場合は翌営業日)
ご利用年月	2022年10月分
ご請求年月	2022年11月
支払方法	口座振替
金融機関名	██████████
口座番号	██████████ ※個人情報保護のため、当社は下4桁のみ表示いたします。

ご利用料金内訳

(単位：円)

ご請求内訳	金額	お知らせ
月額使用料	3,830	10/01 - 10/31
光ネット機器利用料	694	
ギガトリプル割	-410	10/01 - 10/31
開通後割引	-1,211	10/01 - 10/31
光ネット機器利用料割引	-694	
光電話	990	
光テレビ	除外 (460)	
本体額合計 (10%課税対象分)	3,659	
消費税等 (10%課税対象分)	365	
内ポイント充当額分	0	※上記ご請求内訳の金額は税抜きで表示しております。
ご請求金額	4,024	

※NHK衛星受信料は「消費税等」の課税対象ではありません。また、NHK衛星受信料が未納となった場合は、翌々月に含算して請求させていただきます。

※NTT電報料は消費税込みで表示しております。

※安心サポート・安心サポートPlus 無料期間中の月額料金は表示しておりません。課金開始日は、Myコムユアにてご確認ください。

※国際電話の通話料は免税により課税対象ではありません。

支出証拠書

11/28

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・専務所費・人件費		
内 容	職員給与 (11月分)		
年 月 日	令和 4 年 11 月 1 日 ~ 令和 4 年 11 月 30 日	金 額	49,400 円


目的	政務活動を補助する職員を雇用
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	

<<領収書貼付枠>>

給与支払明細書

令和 4 年 11 月分

氏 名

給 与	通勤手当	支給額合計	控 除 額			差引支給額
			所 得 税	雇 用 保 険 料	控 除 額 合 計	
円	円	円	円	円	円	円
49,400	0	49,400	0	0	0	49,400
					受領印	
					受領日	11月28日

52時間 x 950円 = 49,400円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	49,400 円	100 %	49,400 円


支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 4 年 11 月 29 日	～令和 年 月 日	金額 4,280 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング○地元要望活動・会派内調整打合せ○政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料○通行料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ○地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 三方原スマート 料金所(至) 静岡</p> <p>22年11月29日 9時58分</p> <p>通行料金 ¥2,140- (ETC/ワット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A22211-292360-987426</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 三方原スマート</p> <p>22年11月29日 14時50分</p> <p>通行料金 ¥2,140- (ETC/ワット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A22211-292383-796622</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small></p>
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,280 円	100 %	4,280 円

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日産労連 NPO センター「ゆうらいふ21」会費 (2022年度会費)		
年月日	令和4年11月29日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,947 円

会の趣旨・目的	心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ④ 子供の健全教育を図る活動 ⑤ 各 NPO の連絡・助言・援助の活動
政務活動・県政との関連性	団体での会合や各種活動等を通じ、広範囲な意見を聴取し、議会での質問等政務活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

・支払金額 5,262 円
 ・法人の事業年度
 7月1日 ~ 翌年6月30日
 ・今回の充当額
 7月 ~ 3月までの9ヶ月分
 $5,262 \text{ 円} \times \frac{9}{12} = 3,947 \text{ 円}$

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
04-11-29	23357	A93130007	振替の証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。消費料金は含まれません。
取扱店	シス・オカケンジョウナイ		5,262
払込口座	00160-5	538850	5,280
払込金額	*5,000		*18
岡本 護			入金額
ゆうちょ銀行			おつり
キヤッシュバック率 5倍!			キヤッシュバック率 5倍!
ゆうちょペイジー			ゆうちょペイジー

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

※ 添付書類：(団体の会則) 事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,947 円	100 %	3,947 円

2022年11月吉日

岡本 護 様

特定非営利活動法人

日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」

理事長 寺門



2022年度会員継続および会費納入のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は「ゆうらいふ21」の活動に対しご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、第18回総会におきましては、会員の皆さまのご協力により、無事に終了いたしました。改めて感謝申し上げますとともに、総会でご承認いただきました事業計画に基づき、諸活動を進めてまいり所存でございます。

今年度も、引き続き会員として2022年度の会費納入をお願い申し上げます。

「ゆうらいふ21」は心身にハンディキャップを持つ子どもたちに観劇を通じて「心の豊かさ」を育むことを目的としております。この活動は、企業および個人の方々からの暖かいご支援によって支えられております。

大変恐縮ではございますが、私どもの活動の趣旨をおくみ取りいただきますようお願い申し上げます。

敬具

依頼書(請求書)

2022年度(2022.7~2023.6)会員会費の納入をよろしくお願い致します。

なお、昨年度は下記会費を納入いただいております。

金額	5,000 円
会員種別	個人正会員
口数	1 口

<振込先>

みずほ銀行 浜松町支店	普通 8113084	特定非営利活動法人日産労連NPOセンター ゆうらいふ21
郵便振替	00160-5-538850	日産労連NPOセンター ゆうらいふ21

送金につきましては、お手数ですが同封の郵便振替用紙をご利用いただくか、上記口座までお願い致します。(尚、会費の納入の際、大変申し訳ございませんが、振込手数料はご負担して頂けます様、よろしくお願い致します。)

特定非営利活動法人日産労連NPOセンター ゆうらいふ21
〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館4階
tel 03-3434-0923 fax 03-3459-6319

担当: XXXXXXXXXX

定 款

特定非営利活動法人

日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」

目 次

第1章	総 則
第2章	目的および事業
第3章	会 員
第4章	役員および職員
第5章	総 会
第6章	理事会
第7章	資産および会計
第8章	定款の変更、解散および合併
第9章	公告の方法
第10章	雑 則

— 附 則 —

特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区海岸1丁目4番26号に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子供の健全教育を図る活動
- (5) 各NPOの連絡・助言・援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 社会福祉施設・団体を対象とした文化芸術イベントへの招待および訪問事業
 - ② 社会福祉に関する研究・調査、情報収集およびボランティア活動の支援・育成、情報提供事業

- ③ 社会福祉施設・団体に対する支援事業
 - ④ 文化芸術活動者・団体の社会福祉活動に対する支援事業
 - ⑤ 社会福祉活動の啓発および広報事業
 - ⑥ NPOや諸団体との連携と情報交換事業
 - (2) その他の事業
 - ① 社会福祉の向上に向けた講師派遣事業
 - ② バザー・チャリティーイベントの開催
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条 (種 別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する個人。総会で表決権を有する会員
- (2) 団体正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する団体。総会で表決権を有する会員
- (3) サポート個人会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人会員
- (4) サポート団体会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する団体会員

第7条 (入 会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人および企業・団体にその旨を通知しなければならない。

第8条 (会 費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第10条 (退 会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除 名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第12条 (抛出金品の不返還)

既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

第13条 (種別および定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
- (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人の理事長、1人の専務理事を置く。なお、必要に応じて理事のうち、副理事長を若干名、常務理事を1人置くことができる。
3. この法人は、顧問と運営上の相談役として、アドバイザーを置くことができる。

第14条 (選任等)

- 理事は、総会において正会員の中から選任する。
2. 監事は、総会において正会員の中から選任する。
 3. 理事長、副理事長および専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
 4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条 (職 務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2. 副理事長、専務理事または常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第16条 (任期等)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (欠員補充)

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 (解 任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第19条（報酬等）

- 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（事務局および職員）

- この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。
2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
 3. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総 会

第21条（種 別）

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

第22条（構 成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権 能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 理事、監事の選任または解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

第24条（開 催）

通常総会は、毎年1回開催する。開催の時期は、毎年事業年度終了後3ヵ月以内とする。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

第25条（招 集）

総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 事務局の組織および運営に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第34条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条 (議長)

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

第36条 (議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

- 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

第40条（資産の区分）

削除

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予備費の設定および使用）

削除

第47条（予算の追加および変更）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

第48条（事業報告および決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、ま

たは権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員	年会費	5,000 円
(2) 団体正会員	年会費/口	10,000 円
(3) 個人サポート会員	年会費	1,200 円
(4) 団体サポート会員	年会費/口	5,000 円

附則 この定款は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。
この定款は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。
この定款は、平成 28 年 2 月 2 日から施行する。
この定款は、平成 30 年 9 月 12 日から施行する。
この定款は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日産労連 NPO センター「ゆうらいふ21」会費 (2021年度会費)		
年月日	令和4年4月1日 ~ 令和4年6月30日	金額	1,315 円

会の趣旨・目的	心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ④ 子供の健全教育を図る活動 ⑤ 各 NPO の連絡・助言・援助の活動
政務活動・県政との関連性	団体での会合や各種活動等を通じ、広範囲な意見を聴取し、議会での質問等政務活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

- ・ 法人の事業年度 : 7月1日 ~ 翌年6月30日
- ・ 2021年度会費の支払い : 4年2月 整理番号 2-11 参照
- ・ 今回の充当額 : 4月 ~ 6月までの3ヶ月分

(4年2月支払額)	(4年2月の充当額)	(今回充当額)
5,262円	- 3,947円	= 1,315円

※ 添付書類 : 団体の会則・事業概要・その他 定款 : 3年4月 整理番号 4-3 参照

案分の理由 全て政務活動にかかるものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,315 円	100 %	1,315 円

(参考)

整理番号 2-11

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」会費		
年月日	令和4年2月7日 ~ 令和 年 月 日	金額	3,947 円

会の趣旨・目的	心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ④ 子供の健全教育を図る活動 ⑤ 各NPOの連絡・助言・援助の活動
政務活動・県政との関連性	団体での会合や各種活動等を通じ、広範囲な意見を聴取し、議会での質問等政務活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

・支払金額 5,262 円
 ・法人の事業年度 7月1日 ~ 翌年6月30日
 ・今回の充当額 7月 ~ 3月までの9ヶ月分
 $5,262 \text{ 円} \times \frac{9}{12} = 3,947 \text{ 円}$

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
04-02-0723387		A93130001	
取扱店	口座	料金額	支払金額
ハマツツイ	00160-5	538850	5,262
払込金額 *5,000 振替手数料 *262 支払の証拠となるものは、大切に保存し、大切に保管してください。消費税率等は含まれていません。(ゆうちょ銀行)			
入金額	おつり	入金額 *10,270 おつり *5,008	

印紙税申告
 付につき税
 務署承認済

スマホ決済アプリ ゆうちょPay
 口座直結だから事前チャージ不要!

※ 添付書類 (団体の会則) 事業概要・その他

定款: 3年4月 整理番号 4-3 参照

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,947 円	/	3,947 円
		100 %	

領 収 証

No. 21 - 123

2022年2月7日

岡本 護 殿

¥ 5,000-

但 21年度会費個人正会員として
上記金額正に領収致しました。

印紙税法第2条
別表第一第17号
文書の非課税物件
に該当

東京都港区海岸1-4-26
ゆうらいふセンター新館2F

特定非営利活動法人
日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (しんぶん赤旗日曜版)		
年月日	令和 4年 11月 29日	金額	930 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	県政等の情報を収集し、政策や議会等での質問の参考にする。
政務活動・ 県政との 関連性	11月分新聞購読料

《領収書貼付枠》

岡本 護 様

新聞・雑誌名 部数 金額

「しんぶん赤旗」日曜版 * 1 930

*印は税率8%

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領収書

930 円

2022 年 11 月分

上記の金額なしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

領収日 / 抜者

領収日: 令和4年11月29日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	930 円	100 %	930 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務用品代(品名: ホールパス)		
年月日	令和 4 年 11 月 30 日	~ 令和 年 月 日	金額 308 円

目的	政務活動に使用する事務用品
用途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

文具スーパ- 事務センター

浜松店
TEL: 053-412-1881
浜松市中区上郷7-6-35

いらっしやいませ
文具スーパ-事務センターへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2022年11月30日(水)15:25<0006-03>

490278181607
クレジット決済 308 円

小計 308

内税対象金額 308
10.0%消費税額 (28)
合計 308

現金 310
お預り 310
お釣り 2

支払者: 岡本 護

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	308 円	100 %	308 円

令和4年11月 行動表

岡本 護

月日	内容	行程	走行距離 (km)
11月2日	要望聴取	自宅～三幸町	16
11月2日	県庁(活動まとめ)	自宅～県庁	169
11月3日	アカウミガメの保護についてサンクチュアリーと意見交換	自宅～中田島町	22
11月3日	本田宗一郎ものづくり伝承館企画展にて意見交換	自宅～二俣	36
11月4日	地域の要望について協議	自宅～上島	4
11月8日	学校訪問(可美小)にてITCの進めについて意見交換	自宅～可美	21
11月9日	キャリア教育講師	自宅～布橋	8
11月10日	県庁(文警打合せ・議会事務局打合せ)	自宅～県庁	169
11月10日	活動報告・意見聴取(高友会)	自宅～高丘	10
11月12日	にこにこプチまつりにて意見聴取	自宅～笠井	18
11月12日	緊急消防隊全国合同訓練への出席	自宅～篠原	28
11月14日	意見聴取	自宅～細江	25
11月14日	浜松市長市政報告会にて意見聴取	自宅～オークラホテル	10
11月16日	県庁(活動まとめ)・「災害時のトイレ研修会」出席	自宅～県庁～滑水	192
11月20日	高丘クリーン作戦参加及び意見聴取	自宅～高丘	10
11月20日	「フォーシーズン21」にて活動報告	自宅～高丘北	10
11月25日	県庁(経産部)行政書士会研修会出席	自宅～浜松駅	12
11月28日	活動報告・意見交換	自宅～新原	23
11月29日	県庁(地域要望の調整・会計他)	自宅～県庁	169
11月30日	要望内容確認	自宅～和合	13

合計

965

支出証拠書

11/30

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費		
内容	職員給与 (1/月分)		
年月日	令和4年11月1日~令和4年11月30日	金額	4,000 円

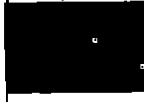
目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和4年11月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 4,000	円 0	円 4,000	円 0	円 0	円 0	円 4,000
					受領印	
					受領日	11月30日

4時間 x 1,000円 = 4,000円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,000 円	100 %	4,000 円